

要望に対する回答

1 市長公室関係

①大阪府・大阪市がすすめる IR(カジノ)誘致などの大規模事業を推進する「副首都推進本部」への参画をやめてください。また、当会の昨年の市民アンケート(回答数 8427 人)には 60%を超える市民がカジノ誘致に「反対」と回答しているなど、住民合意が得られていないため、「カジノ誘致に反対」の意見表明を行ってください。

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

副首都推進本部への参画は、大阪全体の成長・発展に向けた戦略などを検討し、本市の成長につなげることを目的としたものです。

なお、本市はカジノを含む統合型リゾート (IR) 誘致には関わっていません。

②メタンガス発生の危険性や、開催費用の膨張で府民への多大な負担が強いられることになる大阪・関西万博の開催中止を要望してください。

(回 答) 市長公室 政策企画部 広域連携担当

2025 年大阪・関西万博の開催は経済・文化・社会など全ての面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。

本市としても、万博の機運醸成や堺の魅力発信などの取組を通じ、堺の持つ優れたポテンシャルを生かしてその効果を堺の成長・発展につなげます。

また、万博会場の安全対策を含めた様々な課題については、主催する日本国際博覧会協会が専門的な見地から必要な対策を検討するなど、開幕に向けて適切に対応されるものと認識しています。

③世界平和統一家庭連合(旧統一協会)に対して、後援や施設利用許可など行わないでください。

(回 答) 市長公室 秘書部 秘書課

本市では、旧統一教会など社会的に問題があるとされる団体(申請者)に対して後援名義の使用承認を行わないよう使用承認に係る審査を徹底しています。今後も適正な運用を行います。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課、スポーツ部 スポーツ施設課

産業振興局 産業戦略部 雇用推進課

教育委員会事務局 教育センター 企画相談課

公の施設については、地方自治法などの法令や最高裁判所の判例に基づき、使用許可の判断を行うこととなります。施設内で問題のある行為が行われることのないよう法令などに基づき厳正な対応に努めます。

(回 答) 建設局 公園緑地部 公園監理課

公園の使用許可については、都市公園の利用方法など個々の事案ごとに使用内容を確認し、関係法令などに則って許可の判断を行います。

2 危機管理室関係

①様々な感染症と大規模災害の複合的な災害に備えて、防災備蓄の拡充や地域防災計画の改訂などをすすめてください。

(回 答) 危機管理室 防災課

本市では、過去の災害の教訓や国の防災基本計画、大阪府地域防災計画の修正などに併せて、必要に応じて、地域防災計画の修正や防災備蓄の拡充を実施しています。

また、感染症と大規模災害の複合的な災害に備え、指定避難所ではワンタッチパーテーションや段ボールパーテーション・マスク・アルコール消毒液・非接触型体温計などの備蓄を行っています。

令和 6 年能登半島地震を受け、国の防災基本計画が改正され、大阪府の地域防災計画も令和 6 年度改正される予定です。本市では、これら計画の修正項目を精査の上で堺市地域防災計画に反映させ、備蓄の拡充も検討します。

②2022 年 3 月に更新された「堺市防災マップ」について、必要に応じて隨時更新するとともに、市民への周知を徹底してください。

(回 答) 危機管理室 防災課

堺市防災マップの更新については、国や大阪府で南海トラフ巨大地震や直下型地震の被害想定見直し作業が進められており、本市でも見直しの結果も踏まえて更新します。

堺市防災マップは市政情報センターや各区役所市政情報コーナーに加えて、鉄道駅やコンビニエンスストア・郵便局・防災協定を締結している大阪地区トヨタ各社などの市民の皆様がより身近で触れる機会の多い場所で配布するほか、市ホームページや危機管理室 X (旧 Twitter)、堺市公式 LINE の防災メニューでの配信を行うなど、防災をより知っていただけるよう周知しています。

③住宅再建など被災者支援について、市独自の制度を設けるとともに、市民に周知してください。また、制度の拡充を国や大阪府に要望してください。

(回 答) 危機管理室 危機管理課

本市では、災害救助法が適用されない風水害・火災などにより被災し、一定の被害を受けられた市民に対し弔慰金や見舞金などの支給を行う制度を設けてい

ます。また、市ホームページにおいて「支援制度を知る」のページを設定し、災害時の様々な支援内容をご案内しています。

国では、令和 6 年能登半島地震で被災した住宅の再建を支援するための地域福祉推進支援臨時特例給付金制度が創設されました。また、今後の災害における被災者の生活再建に向けた被災者生活再建支援金の増額が議論されています。

今後とも、国や大阪府をはじめ関係機関と連携を図り、速やかな被災者の生活再建支援などに努めますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

④避難所の環境改善(感染症対策の徹底、体育館へのエアコン・換気設備設置、障害者・妊婦・乳幼児・高齢者等と家族への対応等)をすすめてください。

(回 答) 危機管理室 防災課

教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

避難所ではワンタッチパーテーションや段ボールパーテーション・マスク・アルコール消毒液・非接触型体温計などの備蓄を行っており、避難所運営時の感染症対策のため活用を行います。

体育館へのエアコンについては、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備し、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガスヒートポンプエアコンとする予定です。令和 6 年度から設計を進めしており、令和 7 年度から 5 か年で整備工事を完了する見込みで、できる限り早期に整備が完了できるよう検討を行います。換気については、適宜、窓や扉を開けるなど適切な換気を行います。

本市の避難所運営では、「体調が優れない方の避難スペース」と「高齢者や妊娠婦、持病がある方など配慮が必要な方の避難スペース」を設け、避難者の事情に配慮して運営します。

また、身体状態や介護などの状況により指定避難所での生活が特に困難な方に対しては、二次的に避難できるよう福祉避難所の指定を行っており、開設基準や開設の流れ・人員配置・受入スペースの確保・避難者への食事などの提供・管理など、福祉避難所を運営する上での考え方をまとめた「堺市福祉避難所運営マニュアル」を踏まえ、対応を行い、必要に応じてマニュアルの検証を行いながら、要配慮者が安心して避難できる体制を整えます。

今後も避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を実施します。

3 ICT イノベーション推進室関係

①政府は、マイナンバーカードと保険証の一体化を強行し、今の健康保険証を 12 月に廃止する方針ですが、事実上のマイナンバーカード押し付けや保険証廃止の撤回と、カードのあり方を抜本的に見直すよう政府に求めてください。

(回 答) ICT イノベーション推進室 マイナンバーカード普及促進担当

健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課、医療年金課

マイナンバーカードは、個人の申請により交付するものであり、申請は義務ではありません。健康保険証と一体化してもこれを変更するものではなく、申請意思のない方に対しマイナンバーカードの取得を強制することはありません。

また、マイナ保険証の利用登録についても強制ではありません。今般、国において利用登録が解除できる仕組みが導入されたため、本市では令和 6 年 11 月から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、利用登録の解除を希望する被保険者からの申出を受け付けています。

4 泉北ニューデザイン推進室関係

①近畿大学医学部付属病院の開設にあたり、引き続き、地域住民の意見をできる限り反映し、住環境への配慮を十分に行ってください。

(回 答) 泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当

本市では、令和 7 年 11 月の近畿大学医学部などの開設を見据えて、円滑な自動車交通に向けた交差点改良や歩行者通行環境の整備のための市道の改良工事や健康増進や利便性向上に資する田園公園や三原公園の再整備などを行っており、令和 7 年 3 月に完了する予定です。

公園の再整備は、令和 2 年 4 月に「三原台校区における公園・緑地などの整備プラン」について校区の住民の皆様に意見を伺い、設計に反映して進めています。

また、近畿大学・大阪府・本市による工事が輻輳することから、地域住民の安全を確保するため、工事車両の台数や通行ルートなどに関して本市が中心となって近畿大学や大阪府と調整を行い、工事を進めています。

近畿大学においても、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺市開発行為などの手続に関する条例に基づく説明会を令和 2 年 9 月 25 日から 27 日までの 3 日間に合計 11 回開催し、住民の皆様からいただいたご意見については、当該説明会後に質問回答集を作成し、三原台全域をはじめとする対象地域約 5,700 戸に全戸配布しました。

また、同工事の附属自動車車庫に関する建築基準法第 48 条第 15 項の規定による公聴会を同年 11 月 1 日に開催し同様に住民の皆様のご意見をいただきながら説明を重ねてきました。

令和 4 年 10 月から本体工事に着手し、周辺住民の皆様へ工事の進捗情報の掲示や、医学部・病院のホームページ（移転特設サイト）によるプロジェクトの情報発信、工事に対するご意見・要望事項に応えるなど、住環境への配慮を行なながら進めています。

引き続き、近畿大学医学部などの開設に向けた取組を地域住民の意見を聴き

ながら進めます。

5 総務局関係

①「持続可能な財政運営に向けた取組」に関して、市民生活を支えている施策の廃止や縮小、「外郭団体の見直し」、職員数削減など堺市の公的責任を後退させる取組みを見直してください。

(回 答) 総務局 行政部 行政経営課

本市では、令和3年2月に公表した財政収支見通しにおいて、近い将来に基盤が枯渇することが見込まれる危機的な状況にあったことから、同年2月に「堺市財政危機宣言」を発出し、令和3・4年度を集中改革期間と位置付けて抜本的な改革を進めました。

その後、「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることを前提とすれば、基金が枯渇し、予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立つたことから、令和5年1月には「堺市財政危機宣言」を解除しました。

令和6年2月に公表の「財政収支見通し」では、社会保障関係費や人件費の増加・物価高騰などの影響により令和15年度まで收支不足が続く見込みとなっており、健全な財政基盤の構築のため「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に推進しています。

また、少子化に伴う人口減少や生産年齢人口の減少等による労働市場の流動化など市政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれています。

このような厳しい環境を踏まえ、「持続可能な財政運営に向けた取組」に加え、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に令和6年度より着手しています。この改革を推進し、持続可能な市政運営を確保することで、市民サービスの維持・向上を図ります。

②公共性や継続性を損ない、市民の安心・安全を脅かしかねない過度の職員削減やアウトソーシングの推進などは行わず、公的責任を果たす施策を推進できる組織・人員体制を構築してください。

特に、新型コロナの経験を踏まえて医療・公衆衛生にかかる体制を強化してください。

(回 答) 総務局 行政部 行政経営課、人事部 人事課

本市では、人口減少・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応しながら、限られた人員や財源の中で持続的に行政サービスを提供できるよう事務事業の見直しやICTなどを活用した業務改善・働き方改革などに取り組み、効率的な行政運営を推進しています。

このような考え方の下、業務のアウトソーシングは、公の責任を果たしつつ、

民間ノウハウの活用によりサービス向上や効率化が見込まれる分野への導入を図ります。

また、職員の配置に関しては、市民サービスの向上を図りつつ、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応できる事務執行体制の構築を図ります。

今後とも、事務事業の不断の見直しや業務改善などを継続的に進めることにより生み出した人員や財源を必要な施策・事業に割り当て、時宜に応じた行政課題に柔軟に対応します。

6 財政局関係

①「財政危機宣言」の発出から解除に至る経過と議論を踏まえて、この間、後退させてきた子育て・教育支援関連施策などの復元・充実を検討してください。

(回 答) 財政局 財政部 財政課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

教育委員会事務局 総務部 総務課

令和3年2月の「堺市財政危機宣言」発出後、令和3・4年度を集中改革期間と位置付け抜本的な改革を進めてきました。

一方、財政危機宣言下にあっても、厳しい環境にあるこどもと家庭への支援や待機児童の解消、中学校給食の全員喫食化をはじめとした子育て・教育関連の施策を推進しており、子育て・教育関連の予算額も財政危機宣言発出前と比べて、ほぼ横ばいとなっています。

その後、令和5年1月に公表の「財政収支見通し」では、併せて公表した「持続可能な財政運営に向けた取組」を着実に進めることを前提として、毎年度の多額の収支不足によって基金が枯渇し、予算編成が困難となるような状況は回避できる目処が立ったことから、「堺市財政危機宣言」を解除しました。

令和6年2月に公表の「財政収支見通し」では、社会保障関係費や人件費の増加、物価高騰などの影響により令和15年度まで収支不足が続く見込みとなっています。

引き続き、行政サービスの維持・向上に向けた不断の見直しに取り組みながら、「持続可能な財政運営に向けた取組」をはじめとするこれまでの取組を着実に推進する必要があります。

令和6年度に拡充した主な事業として、妊娠期から子育て期にわたる切れのない支援体制を充実させるための産後ケア事業における対象者拡大及び利用者負担額の軽減措置の導入並びにこどもの総合的な学力の向上、大学生等を対象とした給付型の奨学金の創設などに取り組んでいます。

②不要不急な事業の精査にあたり、市民からの要望もないベイエリア開発関連

事業や「SMI プロジェクト(都心ライン)」を見直してください。

(回 答) 建築都市局 都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当、ベイエリア
推進担当

ベイエリアの活性化については、本市の有する都市資源を活かし、魅力を高めることが重要と考えています。都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル・海辺の魅力を活かし、民間活力を活用しながら居心地の良い交流空間を形成することで、より多くの市民・来訪者の訪れる魅力あるエリアにすることをめざしています。これにより地域の活性化を図り、その波及効果が本市全体の活性化にもつながると考えています。

大浜北町市有地では、民間施設と公共施設を一体的に整備する事業として、海辺を臨みながら回遊できる歩行者用通路や堺旧港を一望できるホテル・レストランなど賑わい・交流施設の整備を進めており、2025 年春開業に向けて工事を進めています。

また、SMI 都心ラインについては、自動運転をはじめとした様々な先進技術や取組を活用・導入し、公共交通の利便性や快適性・安全性の向上を図るものであり、将来を見据えて取り組む事業です。

人口減少・高齢化が一層進展する中、全ての人が利用しやすい公共交通の実現が重要なことから、車両乗降口の高さに合わせたプラットホームの整備や自動運転技術の活用により、車両とプラットホームの隙間ができる限り小さくし、全ての人が一人で乗降できるようバリアフリー化をめざしています。

また、バス運転士不足も深刻化しており、シャトルバスに自動運転を導入することで高頻度な運行サービスの維持・向上を図ります。自動運転による無人化が実現すれば、当該路線における運転士を他路線に配置転換することで複数の郊外路線の維持につながるものと考えています。

このほか、SMI 都心ラインの乗降場所では、パークレットの設置による滞留空間の創出、デジタルサイネージによる地域や交通に関する情報発信など、バス利用環境の高度化も併せて実施する方針です。

このような取組を一体的に進めることで魅力的かつ持続的な公共交通の実現を図ります。

③引き続く感染症対策や物価高騰による経常経費の増加、頻発する自然災害対策等を踏まえた地方財政計画とするよう国に要望してください。

(回 答) 財政局 財政部 財政課

本市の国に対する「令和 7 年度国の施策・予算に関する提案・要望書」において、人件費・扶助費・物価高騰や労務単価上昇などによる物件費の増加の影響を

含む地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。

また、指定都市市長会による「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において、物価高の状況により今後も増大する財政需要や地方税などの収入を地方財政計画に適切に計上し、必要な地方交付税額を確保することを要望しています。

④市発注の建設工事及び工事関連業務委託、物品調達及び委託業務にかかる「公契約の適正化」について、最低賃金の引上げや中小零細企業への支援を政府に要請するとともに、「公契約条例」の制定を検討してください。

(回 答) 財政局 契約部 契約課、調達課

産業振興局 産業戦略部 地域産業課、雇用推進課

最低賃金や労働関係法令の遵守について、大阪労働局などの関係機関と連携し、周知を行い啓発に努めています。このほか、様々な産業振興施策により地域経済の活性化を図っています。

中小零細企業への支援については、訪問を通じた経営相談を行う堺市産業振興センター、スタートアップ支援を行うさかい新事業創造センター、企業経営に関する専門相談窓口を設置する堺商工会議所などの支援機関と連携して、市内の中小企業及び小規模企業者への各種支援を実施しています。

公契約条例については、以前から国の動向や他都市の状況を注視しつつ、条例制定の要否などに関する研究をしてきましたが、最低賃金を始めとする賃金・労働条件の基準などの整備については、国の施策において実施されるべきものであると考えており、慎重に対応する必要があると認識しています。

引き続き、業務に関する法令などに違反した企業の入札参加については、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき、厳正に対応するなど、公契約における適正な労働環境及び適正な履行の確保に向けて取り組みます。

7 市民人権局関係、各区役所関係

①ジェンダー平等の社会をめざした取組み、LGBTQ+など性的マイノリティの方々への理解を深める取組みをさらにすすめてください。

(回 答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

本市では、全ての人が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、全ての分野において対等なパートナーとして参画できる社会の実現に向け、様々な取組を実施しています。

性の多様性に関する理解を深める取組としては、講演会や映画上映会の開催、

パネル展の実施のほか、市ホームページや令和6年度新たに開設したInstagramを活用した周知などを行っています。また、専用回線による人権相談ダイヤルを設置し性の多様性に関する相談に対応しており、本人だけではなく、家族や友人など身近な人からの相談を受けることで、当事者周囲の人々の理解を促しています。

加えて、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目的として、平成31年4月から「堺市パートナーシップ宣誓制度」を実施しており、令和6年4月からは同制度にファミリーシップ宣誓を導入し、宣誓書受領証の提示などにより利用できる行政サービスの拡充を図り、民間事業者が行うサービスについても市ホームページを通じて、広く周知を行っています。

また、令和4年9月に締結した大阪府と府内の制度実施自治体間（本市含む）の「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定」が、令和6年4月からは府外へ連携範囲を広げ、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」として運用が開始され、現在は25府県の自治体（市町村など含め170自治体）が加入しています。同ネットワークにより、パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証の交付を受けた方の負担軽減と利便性の向上を図っています。

今後も、男女共同参画社会の実現と性の多様性の理解促進に向けた取組を推進します。

②堺市審議会等の女性委員比率は40%以上を堅持し、「男女共同参画プラン」の目標値である45%を早期に達成してください。

（回 答）総務局 行政部 行政経営課

市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

審議会などの委員の選任に当たっては、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」、「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」及び「審議会等の設置等に関する指針」に基づき、女性委員の比率が40%以上60%以下となるよう委員選任時の事前協議を所管課に働きかけ、また女性の人材情報を提供するなど、積極的な女性委員の登用を促しています。

令和6年4月1日現在の女性委員の比率は43.9%となっていますが、男女共同参画社会の実現のためには、さらに様々な分野における方針や意思決定過程の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であるとの観点から、「第5期さかい男女共同参画プラン」のKPI（重要業績評価指標）として、本市の審議会等委員の女性比率の目標値を「令和8年度までに45%」に設定し早期達成をめざします。

③痴漢被害について堺市として実態を把握し、被害ゼロに向けて対策を行ってください。

(回 答) 市民人権局 市民生活部 市民協働課、ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

本市が実施する「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の次回(令和7年度実施予定)調査項目に、従来のハラスメント・性被害に加えて痴漢被害に係る項目を設定し、被害実態の把握を行う予定です。また、市内の小・中学校・高等学校・大学・専門学校を対象として、専門知識を持つ講師を派遣する「デートDV等予防出張セミナー」のテーマに令和5年度から痴漢被害対策を追加しています。

さらに、性犯罪被害防止に関連する取組として、夜間に全ての人が安心して通行できる環境を整備するため、LED防犯灯更新補助金などにより地域が取り組む防犯灯の設置や維持管理を支援しているほか、街頭犯罪の抑止につながる防犯カメラの整備を警察や地域と連携して推進しています。また、警察が主催する防犯キャンペーン（街頭啓発）などで防犯ブザーの配布も行っています。

今後も、ハラスメント・性被害・痴漢などのジェンダーに基づく暴力の根絶に向けた取組を進めます。

④男女共同参画センターを1か所増設してください。

(回 答) 市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課

男女共同参画センターは、男女共同参画の施策を実施し、市民などによる男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設と連携することで利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。

8 文化観光局関係

①古墳群をPRする市民の自主的主体的な取り組みへの支援をすすめてください。また市民にも観光客にも歴史的文化的価値を知ってもらえるよう、博物館やビジターセンターの展示の充実などをさらにすすめてください。

(回 答) 文化観光局 歴史遺産活用部 世界遺産課

百舌鳥・古市古墳群は、周辺の住民に守られて、1600年もの長きにわたり、継承されてきました。世界遺産登録に向けては、大阪府・羽曳野市・藤井寺市と本市の4者が一体となって、市民の皆様や民間企業、各団体の自主的な活動とも積極的に連携して取組を進め、登録を実現しました。今後も貴重な歴史的資産である古墳群を未来に守り伝えるため、引き続き皆様と連携を深め、古墳の保全活用と価値や魅力の発信に努めます。

また、百舌鳥古墳群ビジターセンターは、古墳群の価値や魅力を分かりやすく伝え、関心を持っていただけるよう迫力ある空撮映像や工夫を凝らした展示なども導入し、令和2年度にオープンしました。令和6年度においては、より多くの方にご利用いただけるようビジターセンター周辺で開催されるイベントとの連携を図り、世界遺産登録5周年記念パネル展を行うなど、価値理解の促進につながるような取組を実施しました。

(回 答) 文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課

堺市博物館では、「百舌鳥古墳群と堺の歴史・文化」と題する常設展を行っており、仁徳天皇陵古墳の石櫛・石棺レプリカを展示するなど、百舌鳥古墳群の内容を分かりやすく紹介しています。

令和6年度は、古墳に関連する企画展を複数開催しました。百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録5周年記念「ハニワ大解剖—埴輪の謎を解き明かせ！—」では、百舌鳥・古市古墳群の埴輪を一堂に展示して、埴輪に関する最新の調査成果などを紹介しました。また、宮内庁宮内公文書館・関西大学・本市の三者共催事業として実施した「仁徳天皇陵と近代の堺」では、公文書や絵図などの資料を用いて、近代における仁徳天皇陵と堺の人びとの関わりを探り、今後の保存活用を考えるきっかけとなりました。

今後も、常設展を始め特別展や企画展を充実させ、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の価値や魅力の発信に努めます。

②「大阪観光局」にかかる本市負担金の費用対効果を検証し、見直してください。また、観光コンベンション協会の事業見直しによって、堺独自の歴史文化の魅力発信を弱めないようにしてください。

(回 答) 文化観光局 観光部 観光企画課、観光推進課

大阪観光局への負担金の支出に当たっては、事業の効果検証を行い、その金額を決定しています。令和7年度以降の負担金についても、費用対効果を検証した上で、必要な金額を精査します。

大阪観光局では強力な発信力を活かした堺への誘客・送客の取組強化を担い、堺観光コンベンション協会では事業者や市民の皆様と連携した観光での地域活性化の強化を担うなど、役割分担を明確にし、それぞれの強みに特化した事業を進めることで誘客の加速化を図っています。

なお、堺観光コンベンション協会では、令和6年10月に第51回堺まつりを開催しました。当日は多くの方にご来場いただき、ふとん太鼓の担ぎあいや火縄銃の発砲パフォーマンス・伝統産業のブース出店などを通じて、堺ならではの歴史文化の魅力を広く発信しました。

また、令和7年3月には歴史文化資源の公開だけではなく、堺の持つ新たな魅力をファミリー層など幅広い年代の方々に体感してもらえる周遊型イベント「紐とけば堺」を開催します。

③フェニーチェ堺について、堺市中枢の市民芸術文化ホールと位置付けられ、市民の日常的な文化芸術活動を推進する場の役割を担っていることから、今後も堺市文化振興財団を中心とした公的責任を果たせる運営主体を選定してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

フェニーチェ堺は、市民文化の更なる向上・地域社会の形成などを目的に設置した施設であり、その目的を達するため、指定管理者制度を導入し管理を行っています。公募による選定の結果、令和6年度からは堺市文化振興財団を代表団体とするフェニーチェ堺共同事業体が指定管理業務を担っています。引き続き市と指定管理者が連携し、設置目的を達成できるよう取り組みます。

④市立美術館を整備してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市には博物館法に規定する美術館はありませんが、世界に誇るミュシャコレクションを所蔵・展示する「堺 アルフォンス・ミュシャ館」があります。このミュシャ館において、市民の皆様が誇りに思っていただけるような魅力ある企画展示や市外からも訪れていただけるような情報の発信に努めます。

また、現在ミュシャコレクションを含む美術品や百舌鳥古墳群出土資料・堺鉄砲など、堺の類いまれな歴史・文化を余すことなく紹介できる（仮称）堺ミュージアムの検討を進めています。

⑤北区に文化ホールを整備してください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市では、堺市公共施設等総合管理計画において、文化ホールを含む公共施設について施設の統廃合や再配置などによる公共施設の総量や配置の最適化に向けた検討を行っていますが、現在、北区に新たな文化施設を建設する予定はありません。

北区には、講演会・研修会・コンサートなどの開催が可能な堺市産業振興センターがあり、また北区周辺にはサンスクエア堺やフェニーチェ堺などがあります。

市内の文化施設では、備えているホールの客席数や諸室などは各施設で異なりますので、市民をはじめ多くの皆様には用途に応じた施設のご利用をお願い

しています。

近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉などの様々な分野における社会的課題の解決が求められていることから、関係団体と連携して、福祉施設・病院・地域会館・学校などでのアウトリーチ活動や動画配信などに取り組んでおり、文化施設内に限らず、市民の方々が文化芸術に親しむことができる機会の充実に努めます。

⑥「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」を活かし、文化芸術の担い手育成と文化創造のための仕組みづくりなど推進計画達成に向けた取り組みをすすめてください。

(回 答) 文化観光局 文化国際部 文化課

本市では「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」に基づき「第2期堺文化芸術推進計画」(以下、第2期計画)を策定し、「文化芸術活動を行う環境の整備」「将来の文化芸術を担う子どもたちの育成」など11の項目の基本的施策を推進しています。第2期計画においては、これら11の基本的施策を前提としつつ、3つの重点的方向性として「文化芸術とともに生きる」「文化芸術で子どもたちを育てる」「多くの人に魅力を伝える」を設定しました。施策の推進に当たり、それぞれの重点的方向性について評価指標を設け、各指標の達成度や効果について、毎年度、その評価を堺市文化芸術審議会に諮問しています。堺市文化芸術審議会では実際の事業も視察し、諮問に対する答申を行っており、本市では、その答申に基づき、必要に応じ事業の見直しなどを行っています。

引き続き第2期計画で掲げる「自由で心豊かな市民生活の実現」「都市魅力の創造」の目標達成に向けて取組を進めます。

9 環境局関係

①家庭ごみの有料化は行わないでください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境事業管理課

家庭ごみ有料化については、令和3年3月に策定した堺市一般廃棄物処理基本計画において、市のごみ処理状況や社会経済情勢などに注視しながら今後も検討を進めています。

一般的に家庭ごみ有料化は、ごみを多く出す方の負担を大きくして、負担の公平化を図り、また、市民のごみ減量への意識を促すことで、ごみの減量につなげようとするものです。本市における具体的な制度設計や導入時期などについては、今後検討することとしており、いただいたご意見についても、検討に当たっての参考とします。

今後とも、ごみの減量にご協力をお願いします。

②美原区平尾地区に小型のごみ収集車を配車し、各戸収集をしてください。

(回 答) 環境局 環境事業部 環境業務課

本市では、各戸収集を推進していますが、狭い道路や袋小路・私道などの理由で収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。

ご要望である小型車両については、2t パッカー車に比べて非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となり、多額の費用が発生するという課題もあります。小型車両は抜本的な解消策ではありますが、現状では困難なものと考えています。

10 健康福祉局関係

①感染症対策について、新型コロナの教訓を踏まえて総合医療センターや保健所等の人員体制を確保し、市独自の対策を行うとともに、PCR検査体制の充実や医療機関への支援に必要な財政措置を政府に強く要請してください。

(回 答) 健康福祉局 保健所 感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新興感染症が流行した場合の業務量・人員数を想定し、人材確保・人材育成などの取組により、必要な体制を確保しています。

検査体制については、地域の医療機関・衛生研究所・大阪府などと連携し、必要な検査体制を確保しています。また、医療機関への支援については、院内感染対策に向けた研修・訓練などについて地域の医療機関への支援や連携強化を図るなど、新興感染症の流行を想定した医療提供体制を確保しています。

なお、国に対しては、研修や共同研究の実施、検査試薬などの国での備蓄など、保健所・地方衛生研究所・病院・民間検査機関の検査能力の拡大に努めることや医療機関が平時から行う新興感染症の発生に備えた職員への訓練・研修や個人防護具の備蓄などに伴う人的・財政的負担への直接的支援を行うことを要望しています。

②高齢者施設や障がい者施設等において感染症クラスター等による減収が生じた時は、減収補てんを行うなど支援を拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課、障害福祉部 障害福祉サービス課

令和 6 年度報酬改定において、感染症などが発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築できるよう介護保険施設や障害者支援施設等が感染症発生時に備え平時から対応した場合や新興感染症などの発生時に必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合などに評価する加算

が新設されました。

③子ども医療費助成制度の無料化に向けた検討をすすめてください。また国・府に対し抜本的な制度改正を強く要望してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成 16 年 11 月から 1 医療機関当たり月 2 日を限度に毎日 500 円までの負担をいただいており、平成 18 年 7 月からは子育てに係る負担軽減を図るため 1 か月当たりの負担限度額を 2,500 円とする助成制度の拡充を行いました。これらは大阪府内で統一して導入された福祉医療費助成制度です。

さらに、本市独自の取組として所得制限の撤廃と対象年齢 18 歳までの拡充を実施しています。

更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子ども医療費助成制度を含めた子育て施策に対する国や大阪府の動向を注視します。

④がん検診等の無償化については継続し、受診率の向上のため市民への啓発を強化してください。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康推進課

がん検診の自己負担金無償化は、令和 6 年度も継続して実施しています。今後も、がん検診事業の効果検証を行いながら、無償化の継続も含め、受診しやすい環境整備・受診率向上のための効果的な施策を検討します。また、引き続き様々な機会を捉え、市民への啓発を実施します。

⑤無料低額診療事業について、医療機関だけでなく保険薬局への拡充を国に求めてください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう都市民生主管局長会議での提案事項に盛り込み、国に対して要望しています。

⑥国がすすめる公立・公的病院の再編・統廃合について、撤回するよう求めてください。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療政策課

現時点で、国が推進する地域医療構想において、公立・公的医療機関などの再編統合の議論に係る具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市ではなく、引き続き国の動向を注視します。

⑦介護保険総合事業のもとでもサービスの質を確保するために必要な総合事業費を確保してください。国に対し、「事業費上限額設定」の撤廃と必要な費用の保障を強く求めてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

地域支援事業に位置付けられた本事業の実施に当たり、上限額総額を超える場合、地方公共団体の実情に応じて個別協議により柔軟に対応するよう他の政令指定都市と共同で国に提案しています。

今後もサービスの質を確保し、必要な方に必要なサービスを提供できるよう取り組みます。

⑧介護保険料の引き下げ・減免制度の拡充、介護保険利用料の減免制度を創設してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課

介護保険制度は、その財源として、国・大阪府・本市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。

第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における第1号被保険者の保険料については、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、18段階としています。

また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

介護保険の利用料は、その負担があまり高額とならないよう高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されています。

また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対して本市も応分の負担を行っています。

⑨地域包括支援センター（現在21か所）を各中学校区で1か所に拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

地域包括支援センターは、現在、各日常生活圏域に1か所設置しています。日常生活圏域は、地理的条件や人口・交通事情その他の社会的条件・施設整備の状況などを総合的に勘案し定めることとされており、本市においては、人口規模及び公共交通機関の状況なども考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた地域を日常生活圏域として設定しています。

高齢者にとって地域包括支援センターが身近な存在であることは重要と考えており、高齢者の支援をより効果的に実施できるよう運営方法などについて検討します。

⑩重度障害者を受け入れられる医療ケアを備えた入所施設の建設をすすめ、待機者の解消をすすめてください。重度障害者のグループホームの運営のための補助額と補助件数を増やしてください。

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課、障害支援課

国では、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活基盤となるグループホームの整備を促進しています。

特に、国庫補助を活用した新たなグループホームの整備については、医療的ケアを必要とする方を含む重度障害者などを受け入れる事業者を優先して選定することで地域における暮らしの場の確保に努めています。

また、グループホームの運営に対する補助として、重度障害者の方や強度行動障害がある方・医療的ケアが必要な方に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。

令和6年度は、グループホームを実施している事業所に対しグループホームの現状についてのアンケートを実施しました。今後、その結果などを踏まえ、特に重度障害者の地域における暮らしの場の充実に向けて補助事業のあり方について見直しを行います。

⑪堺市立こどもりハビリテーションセンターの管理運営について、施設の設置目的の実現や障害児支援の継続性の担保、さらに地域における障害児支援の中核的機能を担う必要があり、蓄積された知識やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、R12年度以降の指定管理者については、堺市社会福祉事業団に非公募で選定するか、市直営での運営に変更してください。

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課

本施設の運営については、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、令和6年4月から令和11年3月までの指定管理期間においては、北こどもりハビリテーションセンターは公募、南こどもりハビリテーションセンターは非公募で

とともに堺市社会福祉事業団を指定しています。令和 11 年度以降の指定管理者の選定については、条例の規定どおり公募を前提とし、今回の公募結果とその後の運営状況などを踏まえ検討します。

⑫大阪府に対し、国民健康保険料率の統一を見直すとともに、保険料負担の増加を抑制するための財政措置を求めてください。また、国に対しても公費投入の拡充と健康保険制度の抜本的な改善を求めてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されたことに伴い、大阪府は、国民健康保険法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平性を図る観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料」となる府内統一保険料率などを府内市町村と協議の上で定めました。

「国民健康保険料率の統一を見直すことについては、大阪府国民健康保険運営方針において、国民健康保険法第 82 条の 2 第 9 項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、本市としては、大阪府と府内市町村とで協議の上、策定された当該方針に基づき条例改正を行い、事務を実施しているため、見直すこととはできません。

本市は、保険料率の抑制に向け、大阪府に対し「令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置などを講じることを引き続き検討」するよう意見具申を行ってきた結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。

また、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を要望しており、改革が行われるまでの間、国民健康保険財政に対し国庫などの公費負担の更なる引上げなどを行うよう要望しています。

今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望などを行います。

⑬国民健康保険の保険証について、事実上の取り上げとなる資格証明書の発行には、面談を行うなど機械的な交付をしないでください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。

なお、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする制度へ移行したことにより、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止しています。

⑩国税徴収法基本通達47-17「生計や事業に与える影響が少ないことを考慮」を踏まえ、国保料滞納者に対する一方的な財産の差し押さえをやめてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産などがあるにも関わらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。

滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

⑪国民健康保険の資格証明書を持つ方が、土日祝に入院など緊急に医療が必要となった場合に、短期保険証の申請を医療開始日に遡ってできるようにしてください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課

通常の被保険者証から資格証明書となるまでには相当の期間があり、少なくとも1年以上、督促状などによる納付案内を行っています。またその後も、短期被保険者証の期間を経て、弁明の機会付与通知書や返還請求通知書など、様々なお知らせを送付しており、それでも納付がない世帯に対し資格証明書を発行しています。短期被保険者証の交付日を遡ることはできないため、納付が困難な世帯には医療が必要となって困る前にご相談いただくようお願いしています。

なお、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする制度へ移行したことにより、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止しています。

⑫特別養護老人ホームなど高齢者向け施設の整備をすすめてください。また、配食サービス事業を充実してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、介護事業者課

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する特別養護老人ホームなどの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。

現在、第9期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備事業者の公募を実施し、整備事業者の選定を行っています。

配食サービスについては、市域において既に宅配専門店や弁当店などの民間事業者が様々な形態で実施していることから、市による実施は予定していません。

⑯老人医療費助成制度について、国・府に拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を検討してください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課

福祉医療費助成制度については、大阪府において、持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲を真に必要な者へ選択・集中し、また、受益と負担の適正化を図るため平成30年4月に再構築が実施された結果、令和3年3月31日を以って、堺市老人医療費助成制度は終了しました。

なお、堺市老人医療費助成制度は、大阪府の方針によって終了した制度を活用し実施してきたため、要望された本市独自の制度化は困難な状況にあります。ご理解をお願いします。

⑰老人福祉センターの入浴事業を継続して下さい。(重点要望)

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

老人福祉センターの入浴事業については、利用者の固定化や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」により、「令和6年度までを目途に事業継続すること」としており、この基本指針のとおり、令和6年度末で入浴事業は終了します。

なお、浴場設備の故障などにより早期に終了する場合があります。

⑲物価高に見合う生活保護基準の大幅引き上げと夏期加算を国に働きかけてください。また、堺市独自の夏期・冬期一時金等を復活するとともに、エアコン設置費及び夏季の電気料金への助成を行ってください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

本市においては、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや夏季加算・夏季一時金の新設、冷暖房器具購入費（家具什器費）及びエアコンの修理費用（住宅維持費）の支給などについて、改正意見などで国に対

し要望しています。

なお、年末の特別需要は期末一時扶助で賄うことが可能であり、夏期は冬期に比べ特別の需要はないという判断から、現状、国は夏期一時扶助を制度として保障していません。要望された本市独自の夏期・冬期一時金の復活については、今後の保護制度の推移や状況も勘案し、判断したいと考えます。

生活保護制度は、最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、今後ともそのあり方については、慎重に検討するよう国に要望します。

⑩市として生活保護が必要な人の申請権を保障するとともに、生活困窮に陥った市民等に制度の周知を徹底してください。また、ケースワーカーの体制を抜本的に拡充してください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、広報さかいや市ホームページなどを活用して、市民に対し周知を行っています。

また、相談を受けた窓口では、生活保護制度や他の法律に基づく施策などの説明を懇切丁寧に行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、生活保護が必要な方の申請権を侵害することのないよう生活保護法に基づいた適正な運用に努めています。

ケースワーカーの体制については、適正な生活保護の実施を行うため、人員確保することが非常に重要であるという認識に立ち、増員に引き続き努めます。

⑪加齢性難聴の方への補聴器の補助制度をつくってください。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課、障害福祉部 障害支援課

高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。本市としては、他の政令指定都市と共同で、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、引き続き要望します。

なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器購入費用への助成制度があります。

⑫シルバー人材センターへの補助金削減は行わないで下さい。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

交付する補助金の額については、引き続き、堺市シルバー人材センターの自律的な経営基盤の構築に向け、自主財源の確保を図りながら、社会情勢の変化などを踏まえて検討を行います。

なお、本市からは補助金交付のほか、地方自治法施行令第167条の2第3項に基づき公園の除草作業や学校園の施設安全管理業務などを発注するなど、本市の委託業務を通じて堺市シルバー人材センターの事業を支援しており、今後も、団体の受注業務拡大に向けた支援を行います。

㉙ひきこもりやヤングケアラーの方たちなどへの相談窓口となっている堺市ユースサポートセンターが1カ所しかないため、各区への設置をしてください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

堺市ユースサポートセンターは、児童期・青年期のひきこもり相談窓口として、49歳までのこども・若者の来所相談を受け付け、専門職による様々な支援や他の機関との連携した支援を行っています。

より身近な場所での相談窓口としては、児童期・青年期のひきこもり相談などで関係機関から引継ぎなどを受ける際、要請があれば市内各所に出向いて相談を受けるなど、可能な限り対応しています。また、職業的自立に向けた支援を行う堺地域若者サポートステーションを併設しており、南区役所内にある JOBステーション南サテライトでの出張相談などの対応も行っています。

11 子ども青少年局関係

①保育士の専門性に見合った処遇改善が図られるように市独自の補助金を増額してください。保育教諭等充実費など、この間削減されている補助金は復元してください。

保育水準向上のために必要な財政措置と面積基準・保育士配置基準等の改善、保育士の確保に必要な予算の増額、保育料の国基準の引き下げを国に求めてください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

国の公定価格では、3歳児に係る保育士などの配置基準を改善できる加算や処遇改善に係るものとして、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や技能・経験に応じた追加的な加算があり、市も応分の負担を行っています。また、従来から市の単独補助によって、1歳児に係る保育士などの人件費の加配補助をはじめ、国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しています。

さらに、本市では、朝夕の時間帯に職員を充実させることや保育補助者の雇上げに対する補助などの就業環境改善によって、業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

また、国に対しては、更なる処遇改善策の実施や保育士の配置基準改善の対象

範囲の拡充などを要望しています。

今後も国の動向や財源の状況なども踏まえながら、本市としてもより効果的な制度となるよう検討を重ねます。

②保育給食費自己負担を軽減する市独自の措置を行ってください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

給食費については、国において副食費（食材料費）が在宅で子育てる場合でも生じる費用であることから、保護者が直接負担することを基本としており、その上で、年収 360 万円未満相当世帯などについて副食費を免除するとしています。こうした国の考え方なども踏まえ、本市では給食費の負担軽減措置は行っていません。

なお、令和 5 年度には、子育て世代の流入・定住促進を図るため、所得制限のない第 2 子以降の保育料の無償化の実施・認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和 6 年度も継続して実施しています。

また、令和 6 年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭などの負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要する子どもに対応する保育教諭などの支援を拡充しています。

引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、子どもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。

③保育所待機児童の解消に向けた受け入れ枠拡大については、各区で必要な認可保育所の増設を基本にすすめてください。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和 3 年から 4 年連続で待機児童数ゼロを達成しました。引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めます。

④増え続ける児童虐待等に即応できるよう子ども相談所をはじめ、関係機関及び施設の専門職員等の人員体制を抜本的に拡充してください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども相談所 育成相談課

子ども相談所の児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員などにより、児童虐待対応強化に向けた人員体制の拡充に努めます。

⑤児童自立支援施設について関係者の意見を充分に尊重し、子どもたちにとつて最善の方策を実施してください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

児童自立支援施設については、本市のこどもたちの将来的に安定した最適な養育環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、令和3年1月に締結した大阪府立施設への事務委託継続に係る合意書に基づき、令和6年4月に新寮舎を開所しました。引き続き、これまでにいただいたご意見などを踏まえ、関係部局などと連携を密に行うことにより、対象となるこどもたちへの支援充実に努めます。

⑥コロナ禍や物価高騰の影響により困窮する学生や若者への支援策の拡充を国・府に要請するとともに、在塙の大学等とも連携して市独自の支援を行ってください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、生活援護管理課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子どもの未来応援室

学生や若者は、生活基盤が弱く、物価高騰の影響を受けやすい状況にあるため、本市としても、政府が検討している支援策の動向を注視しています。

本市では、物価高騰の影響が長期化する中、学生が抱える課題が多様化していることから、個々の学生からの相談に対応している大学の学生支援担当部署などと連携し、必要に応じて適切な支援につなぐための情報提供などを行っています。また、令和4年度から、年2回市内の大学などと連携して、学生や若者を対象とする「さかい学生&若者応援DAY」を開催し、寄附食品や生理用品などの配付と生活や就業、健康などに関する相談支援を行っています。同じく、令和4年4月から経済面など様々な困りごとを抱え、適切な相談先が分からぬ方への対応をきめ細かに行うこととした相談窓口として、「生活相談コンシェルジュ」を各区役所保健福祉総合センターに開設しており、学生や若者を含めた様々な方へそれぞれの生活課題に沿った支援や情報提供に努めています。

引き続き、物価高騰の影響を受ける学生などの状況を注視し、大学などと連携した支援を行います。

⑦多世代が集まる地域拠点ともなっている子ども食堂について、開催ごとの補助金など継続可能な支援を拡充してください。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

子ども食堂は、様々な家庭環境で暮らすこどもたちに安心して過ごせる居場所と食事などを提供し、こどもたちを見守り、必要に応じて適切な支援につなぐことなどを目的に様々な団体が運営されています。

本市では、こうしたこども食堂の活動の輪を広げ、地域に根付いて継続して活動できるよう平成29年度から「さかい子ども食堂ネットワーク」を形成し、こども食堂の開設に要する経費への補助金（開設支援補助金）の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者などと交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。

資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、子ども食堂支援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しており、令和5年度は約1200万円の寄附をいただきました。この寄附金を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。

あわせて、食材の支援として常設型の「子ども食堂を応援するフードドライブ」の実施や食材寄附に協力していただけた企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有（管理）者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。加えて、令和5年度からは開設3年を経過したこども食堂を対象に物品などの追加・更新費の助成やこどもの居場所の提供の一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。

今後も、子ども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各こども食堂が主体性を持って継続して活動できるよう様々なサポートを実施します。

12 産業振興局関係

①コロナ禍や物価高騰の影響により事業継続に苦慮している中小企業や個人事業主への支援について、大阪府・市、関西広域連合、政令指定都市市長会などとも連携し、臨時交付金や給付金、支援金、助成金などの継続実施、拡充を政府に要請してください。また、市独自の支援策を実施してください。

（回 答）産業振興局 産業戦略部 産業企画課

本市では、コロナ禍や物価高騰の影響により多くの市内事業者が事業継続に苦慮している状況を踏まえ、将来に渡って事業継続を図ることができるよう経営基盤の強化や生産性向上への支援、新たな販路開拓への環境整備など、国・大阪府とともに、様々な支援策を実施してきました。

また、長期化する物価高騰への対応に要する財政措置などを講ずるよう指定都市市長会を通じて国へ要請しています。

引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や大阪府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めます。

②「地域産業経営動向調査」などに加え、さらに実態を把握するため、零細・中

小業者の悉皆調査を実施してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 産業企画課

本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めています。

今後とも実態調査などで把握したニーズを適切に考慮しながら、産業振興施策の構築及び推進に努めます。

③「堺産業戦略」など継続的な計画の根拠ともなり、市内中小企業の育成を目的とした「中小企業振興基本条例」「小規模企業振興基本条例」を制定してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 産業企画課

中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しています。

こうした認識のもと、本市では「堺市基本計画 2025」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。

今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで地域経済の活性化を図ります。

④企業立地・企業投資の促進については、中小企業を含む地域産業の持続的な発展・地域経済の活性化の観点ですすめてください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

本市では、平成 17 年度から市税優遇制度による市内への企業投資の誘導に取り組んでおり、これまでに中小企業の投資計画 85 件を含む 150 件の投資計画を認定するなど、中小企業をはじめとした企業の市内への投資を促進してきました。

令和 2 年度からは「堺市イノベーション投資促進条例」を施行し、成長産業分野や研究開発機能など企業の競争力強化につながる投資に重点を置いた企業投資の誘導や、都市拠点（都心・中百舌鳥・泉ヶ丘）における各地域の特性に応じたオフィスなどの立地誘導に取り組んでいます。

今後とも、中小企業を始めとする企業の投資を更に促進し、地域産業の持続的発展、ひいては税源涵養と雇用創出に取り組みます。

⑤イノベーション投資促進条例による一部大企業への不均一課税等を見直してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

イノベーション投資促進条例による市税軽減制度は、本市内に企業投資を誘導することにより、本市産業の持続的な発展を図るための取組です。市税の軽減は時限的な措置であり、中長期的な税収の確保や就労の場の提供・地域の中小企業の事業機会拡大などをもたらし、ひいては市民生活の向上に資するものと考えています。

⑥地域のコミュニケーションの場ともなっている商店街への支援策を強化するとともに、飲食店等への支援を拡充してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

本市では、魅力ある商業地の形成、地域の活性化を図るため、商業者が自らの発意で主体的に実施する商店街活性化事業を支援しています。

令和 6 年においては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することを目的に飲食店を含む市内対象店舗で利用可能なプレミアム付商品券発行事業に対する支援を実施しました。

今後とも、本市をとりまく経済状況を注視しながら、市内商業の振興に努めます。

⑦個人商店、個人事業主への支援や市内での新規開業を促進する支援策を検討してください。

(回 答) 産業振興局 産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当、地域産業課

本市では、個人商店や個人事業主に対する支援や新規開業を促進するため、創業者向けの融資制度を設けるほか、堺商工会議所において経営・財務・販路開拓などの窓口相談を行うなど、産業支援機関が連携して支援しています。

さらに、本市などが出資するインキュベーション施設であるさかい新事業創造センターでは、創業間もない入居者に対し事業立ち上げ時に生じる様々な課題解決のため、専門家による総合的な支援を実施し、また、起業に向け幅広い知識を習得するためのセミナーや勉強会などを開催し、起業マインドの醸成や起業家育成に努めています。

また、本市は国から「創業支援等事業計画」の認定を受けており、一定の支援を受けられた方は、登録免許税の減免など国の優遇制度を活用できます。

引き続き、経済活動の担い手を創出、市内への定着を誘導し、雇用を喚起するため、産業支援機関との連携のもときめ細かな起業・創業支援を行います。

13 建築都市局関係

①泉北高速鉄道の通学費補助を復元してください。

(回 答) 建築都市局 交通部 交通政策担当

泉北高速鉄道及び南海電気鉄道高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については令和4年3月末をもって廃止しましたが、南海電気鉄道株式会社と泉北高速鉄道株式会社の合併に伴い、南海・泉北相互間の通学定期を含む運賃の値下げが令和7年4月1日から実施されます。

②おでかけ応接制度について、障がい者や子ども、生活困窮者に適用拡大してください。

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課、長寿社会部 長寿支援課、障害福祉部 障害施策推進課

子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

建築都市局 交通部 公共交通担当

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の障害者やこども、生活困窮者は対象としていません。

本市としては、今後とも府内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。

③SMI プロジェクト(都心ライン)は中止し、市民によく利用されているシャトルバスを、事業者と市民参加で一層の利便性向上に努めてください。自動運転バスについては市街地での安全が担保される技術が確立するまで検討を中止してください。美原ラインについては、実証実験の通年実施を行ってください。また、美原区役所以遠の地域(さつき野、平尾、青南台)まで延伸してください。(重点要望)

(回 答) 建築都市局 都心未来創造部 SMI プロジェクト推進担当

SMI都心ラインについては、自動運転を始めとした様々な先進技術や取組を活用・導入し、公共交通の利便性や快適性・安全性の向上を図るものであり、将来を見据えて取り組む事業です。

人口減少・高齢化が一層進展する中、全ての人が利用しやすい公共交通の実現が重要なことから、車両乗降口の高さに合わせたプラットホームの整備や自動運転技術の活用により、車両とプラットホームの隙間をできる限り小さくし、全ての人が一人で乗降できるようバリアフリー化をめざしています。

また、バス運転士不足も深刻化しており、シャトルバスに自動運転を導入する

ことで、高頻度な運行サービスの維持・向上を図ります。自動運転による無人化が実現すれば、当該路線における運転士を他路線に配置転換することで、複数の郊外路線の維持につながるものと考えています。

このほか、SMI 都心ラインの乗降場所では、パークレットの設置による滞留空間の創出、デジタルサイネージによる地域や交通に関する情報発信など、バス利用環境の高度化も併せて実施する方針です。

このような取組を一体的に進めることで、魅力的かつ持続的な公共交通の実現を図ります。

一方、本市では、令和 6 年 5 月策定の「堺市地域公共交通計画」において、公共交通の役割に応じ、市内と国土軸や関西国際空港など各方面を結ぶ路線を「広域ネットワーク」、市内・外の拠点同士を結ぶ路線を「拠点間ネットワーク」、市内拠点と地域内を結ぶ路線を「地域内公共交通」と位置付けています。

SMI 美原ラインは都心部と美原区を結ぶ「拠点間ネットワーク」を担うものであり、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原を始めとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るもので

す。令和 4 年度から実証実験を実施しており、定時性や速達性・需要などの検証を踏まえ、SMI 美原ラインの導入に向けた取組を進めます。

④カジノ誘致を推進する「大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部」から撤退してください。

(回 答) 建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進担当

大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部では、大阪府及び大阪市・本市が連携して、大阪ベイエリアの将来像や取組の方向性などについて大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン案を取りまとめました。今後とも同本部へ参画することにより、引き続き連携のもと、本市ベイエリアの活性化に向けた取組を推進する必要があると認識しています。

⑤耐震改修など既存建築物の安全対策を実施してください。そのためにも市の技術職員による専任体制を拡充してください。

(回 答) 建築都市局 開発調整部 建築防災推進課

本市では、安全安心な都市の形成に向けて、耐震化促進のための業務に加え、老朽建築物や特定空家等に対応する監察業務を併せて行い、既存建築物の安全確保に関する取組を行っています。

⑥大規模団地及び分譲マンションの建替促進について、住民への説明と配慮を充分に行ってください。

(回 答) 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

大規模団地及び分譲マンションの建替えについては、区分所有者により構成される管理組合が主体となって検討し、合意形成や住民への説明を行うことが必要です。

本市では、建替制度に係る情報提供や専門家相談、大阪府マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会を通じて管理組合にアドバイザーの派遣を行っています。

14 建設局関係

①市民の安心・安全な公園利用を保障し、より使いやすくするため、全区に公園管理事務所を設置してください。また、公募設置管理制度（Park-PFI）については、都市公園の公共性を損なう恐れがあることから、拙速にすすめないでください。

(回 答) 建設局 公園緑地部 公園監理課

本市の都市公園については、堺・西・北区は大浜公園事務所が、中・東・美原区は原池公園事務所が、南区は泉ヶ丘公園事務所が、大仙公園は大仙公園事務所が管轄し、4公園事務所を総合的に公園監理課が取りまとめて互いの連携を密にすることで本市の公園を適切に維持管理しています。

また、公園の新たな管理運営については、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ることを目的に、パークマネジメントを推進しています。

パーク PFI など公園の新たな管理運営については、都市公園の公共的な利用が損なわれることがないよう十分に検討します。

②自転車で安心安全・快適に市内を走行できるよう、自転車道を市内全域に整備して下さい。特に通学路は直ちに整備して下さい。

(回 答) 建設局 サイクルシティ推進部 自転車環境整備課

本市では、「堺市自転車活用推進計画」において自転車ネットワークに位置づけられた路線において矢羽根型路面表示などの自転車通行空間の整備を進めており、主要な施設（公共交通施設・学校・大規模集客施設）への経路として利用者の多い路線などを優先的に整備することとしています。今後も自転車及び歩行者の安全性や快適性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。

15 上下水道局関係

①水道料金および下水道使用料について、一般会計からの繰り入れを増やす、または、大阪府広域水道企業団との連携などで、引き下げを検討してください

い。

(回 答) 上下水道局 経営企画室 経営マネジメント担当

水道事業及び下水道事業は、地方公営企業法に基づく独立採算制と、受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性と財政の自主・自立を確保する形で運営しており、一般会計からの繰入については、総務省が定めた繰出基準に基づき適正に実施しています。

また、本市は大阪広域水道企業団から全量受水しているため、その供給料金が見直された際は、本市においても経営状況などを踏まえて適正な対応を検討します。

上下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少に加え、物価やエネルギー価格の高騰など厳しい状況にある一方で、施設の老朽化対策や耐震化対策など、市民の皆様の安全・安心の確保に向けた投資が必要不可欠となります。

引き続き、安定的な上下水道サービスを維持することができるよう施設の維持管理・改築・更新に当たっては将来の水需要を見据えて施設規模の適正化を図りつつ、事業費を平準化します。また、上下水道施設の建設改良コストの縮減や未利用資産の利活用など収支改善の取組に加え、DX推進など業務の効率化に継続的に取り組むことで経営基盤の強化を図り、令和12年度までの堺市上下水道事業経営戦略の計画期間内は現行の料金水準の維持に努めます。

②堺市の水道事業は公設公営で運営してください。

(回 答) 上下水道局 経営企画室 広域・公民連携・DX推進担当

市民生活や企業活動に不可欠な公共インフラである水道事業では、人口減少や節水機器の普及により収益の減少が見込まれる一方、水道施設の老朽化などに伴う更新費用の増加が大きな課題となっています。

そのような厳しい経営状況の中、水道事業の経営基盤を強化し持続可能なものとするためには、公益性・公共性を確保した上で、民間の技術力や経営資源を効果的に活用し、より効率的な事業運営を図ることが必要なことから、既存の公民連携にとらわれることなく、本市が引き続き担うべき業務と民間事業者などに委ねるべき業務の役割分担の最適化に取り組んでいます。

なお、民間事業者による業務履行においても、本市が責任をもって適正に管理し、これまでどおり、安全・安心な水道の供給と更なる市民サービスの向上に取り組みます。

16 教育委員会関係

①2023年度より4園のみとなった市立幼稚園を充実させるため、教職員体制の

加配と自校調理の給食を実施してください。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校管理部 学校
給食課、教育センター 能力開発課

教職員体制については、現状を踏まえ、研究実践園としての役割や支援を要す
ることもたちが増えている状況など、園運営の課題を勘案し、主幹教諭を配置す
るなど教職員体制の充実を図っています。

公立幼稚園においては、これまで弁当持参を前提とし、様々な機会を捉え食育
を行ってきました。幼稚園での給食も選択肢の一つであると考えていますが、実
施に際しては、給食を衛生管理・安全管理するための給食調理場又は配膳室の整
備などの施設面の課題や幼稚園給食に適した物資調達などの運用面の課題が考
えられます。

**②堺っ子くらぶ、のびのびルームの運営を適正規模で行えるよう施設整備や指
導員の増員を行うこととあわせ、指導員の処遇改善を行ってください。国・府
の施策を活用し、改善に必要な予算を増額して下さい。**

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

活動場所については、待機児童が生じないよう専用教室のほか放課後に使用
できる共用教室など、各学校と連携しその確保に努めています。

指導員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關
する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、そのうち1
人を放課後児童支援員としています。また、配慮を要する児童の入室の際には、
必要に応じて指導員の追加配置を行っています。

事業の安定運営のためには、人材を確保するための処遇の改善が必要と考え
ています。国に対しても、人材確保のための処遇改善について、財政措置の拡充
を図ることを求めており、引き続き、施設整備費や運営に係る補助金など予算の
確保にも努めます。

**③のびのびルームの事業者選定については、これまでの事業実績や放課後児童
クラブ運営指針を踏まえるとともに、民間事業者への丸投げではなく、公的責
任及び事業運営の安定性・継続性が担保されるよう保護者・関係者の意見を反
映してください。また、指導員の雇用を守ってください。**

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

放課後児童対策等事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に關する基準を定める条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業と
して安全・安心に利用していただけるよう実施しています。

なお、運営については民間事業者を活用し、本事業を更に充実するため、事

業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラムなど総合的な運営内容を審査し、より優れた運営事業者の選定を行っています。

本市では、利用保護者から見た運営状況を把握するため、平成 29 年度から利用者アンケートを実施しており、今後も、利用者のご意見をいただきながら運営事業者と連携し、ルーム運営の向上に努めます。

また、本事業は委託業務として実施していることから、指導員の雇用は受託した運営事業者の裁量事項ですが、事業の安定運営を継続する観点から、前受注者が雇用していた指導員の雇用について、当該指導員の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力するよう委託業務仕様書に規定しています。

④小学校給食費および 2025 年 6 月から実施される全員喫食制中学校給食の給食費無償化を実施してください。また、財源については政府が責任を果すよう強く要請してください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課

学校給食に要する経費のうち、食材費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。なお、令和 5 年度 2・3 学期の学校給食費無償化は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しました。また、令和 6 年度は、食材費高騰支援として、1 学期は 1 食当たり 25 円を、2 学期以降について 1 食当たり 30 円を支援しています。さらに 3 学期は、精米の壳渡価格上昇に相当する部分の追加支援を実施し、栄養バランスなどを維持した給食の提供を行います。

学校給食費無償化には多額の費用が一時的ではなく継続して必要となりますので、実施に当たっては持続可能な財政運営を堅持できることが必要となります。学校給食費の無償化に向けて、国に対しては、自治体間で格差なく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして、国の財政負担による給食費無償化を早期に実現することを要望しています。

⑤災害時避難所でもある小・中学校体育館へのエアコン設置を可能な限り早期に実施してください。また、財源については政府が責任を果すよう強く要請してください。(重点要望)

(回 答) 危機管理室 防災課

教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備し、空調方式は発災時に停電しても運転できる停電対応型のガスヒートポンプエアコンとする予定です。令和 6 年度から設計を進めており、令和 7 年度から 5 か年で整備工事を完了する見込みで、でき

る限り早期に整備が完了できるよう検討を行います。また、財源の確保については、様々な機会を通じて国に要望しています。

(⑥小・中学校のトイレの洋式化を早急にすすめてください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学校施設課

学校施設におけるトイレ整備については、平成 29 年度から計画的に進めており老朽化したトイレの全面改修に加え、和便器を洋便器に取り替える部分改修を実施しています。令和 8 年度までには全ての学校で利用頻度の高い校舎の各階に少なくとも 1 か所以上は洋便器を設置するように整備を行っています。

(⑦国の動向も踏まえ、教職員配置の権限を活用して、早急に小・中学校のすべての学年で 35 人以下学級を実現してください。さらに 20 人程度の学級規模の実現に向けた検討をすすめて下さい。

(回 答) 教育委員会事務局、教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 教育課程課、学校管理部 学校施設課

本市では現在、小学校 1 年生から 5 年生で 35 人以下の学級編制、6 年生、中学校 1 年生及び 2 年生で「教育支援加配教員」の配置により 38 人以下の学級編制を行っており、令和 7 年度からは小学校全学年で 35 人以下、中学校全学年で 38 人以下の学級編制となります。

更なる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。

また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。

さらに、教室の環境整備については、必要に応じて行います。

(⑧教職員の長時間勤務を解消し、児童虐待やいじめなど、多様な学校現場の課題に対応するために市独自の加配を含め、正規教職員の配置を充実させてください。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課、学校教育部 生徒指導課

学校教育の一層の充実を図るため、教職員定数の増員について国に対し要望し、また、計画的な教職員採用に努めます。

生徒指導上の課題や児童虐待に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や派遣のあり方・効果的な活用方法について検討します。

⑨高校入試を不公平にし、中学生に負担をかける「チャレンジテスト」の廃止を府教育庁に要請してください。また、堺市はチャレンジテストへの参加をやめてください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課

チャレンジテストについては、生徒の学力向上のための取組の検証や、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策として実施されているものと認識しています。

⑩各学校における合理的説明のつかない校則の見直しを行ってください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課

令和5年9月に「学校のきまりやルール（校則）の見直しガイドライン」を策定し、各学校で校則の内容を検証し、合理的説明のつかない校則は改善に向け速やかに見直しを行っています。

また、校則の見直しは児童生徒から意見を聴取するなど、児童生徒が主体的に参画できるように取り組み、校則の内容については児童生徒・保護者や地域の方などと共に理解を図るために公表します。

⑪小・中学校に正規職員による司書を配置するなど、学校司書配置を拡充してください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課

学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書を配置することが重要であると認識しています。

本市では、平成29年度から、中学校での週2日勤務の学校司書配置を開始し、令和2年度からは小学校にも週1日勤務の学校司書の配置を開始しました。令和3年度からは小学校においても週2日勤務が実現し、全小・中学校で週2日勤務の配置となりました。

学校司書などの配置体制については各校の学校図書館教育における実情を把握し、学校司書配置による効果や課題などについての検証を行い、引き続きそれらを踏まえた適切な配置についての検討を行います。

⑫就学援助制度について、卒業アルバム代、クラブ活動費など国が補助対象とする費目を拡充してください。また、現在入学前の3月中旬に支給されている新小学・中学1年生への就学援助金（入学準備金）の支給時期を早めてください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学務課

本市就学援助制度は、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、本市が独

自分で運営している中、援助内容の継続を図るため、現在の給付内容で実施しています。引き続き、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。

なお、就学援助費のうち、新1年生入学用品費については、あらかじめ国が示す当該年度の単価と同額を入学前の3月に支給しています。

⑬奨学金の返済を支援する制度を早期に創設してください。

(回 答) 教育委員会事務局 学校管理部 学務課

日本学生支援機構の大学生などに対する奨学金事業について、指定都市教育委員会協議会を通じ、平成29年度から創設された給付型奨学金事業における対象者の拡大、給付の増額など一層の事業の充実を図るよう要望しています。

なお、本市では、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などを対象とした給付型の奨学金（堺未来応援奨学金）事業を実施しています。

⑭市立図書館への指定管理者制度導入は行わないでください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

公立図書館の運営には様々な手法が導入されています。

本市では図書館の根幹的な役割である図書館サービスの安定性や継続性について、行政サービスとしての質を担保するという前提のもとにアウトソーシングのあり方についても研究します。

⑮市立図書館の資料費を増額してください。開館時間を、分館を含め全館とも統一してください。正規司書職員を計画的・継続的に採用してください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

地域の知の拠点として、市民のくらしに寄り添い、役立つ資料・情報を提供できるよう今後も図書館資料の充実に努めます。

開館時間については、費用対効果も含めて他市事例などを研究します。

司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成・適切な職員配置が重要であると認識しています。令和6年度においても3名を採用し、令和7年度新規採用の試験も実施しています。

⑯中央図書館基本指針における、施設整備や施設の管理運営手法の検討にあっては、同館が「全館の中核」であり、「図書館サービスのトータルコーディネート」の役割を担うことから、公共の責任を明確にしたうえで、市民の意見を十分に反映させてください。

(回 答) 教育委員会事務局 中央図書館 総務課

基本指針に沿った施設整備などについては、市民をはじめ様々な関係者のご意見を聴きながら、具体的な計画を定め、取り組みます。

⑪「学校群」など、経済効率を前提にした施設設備の統廃合で、子どもたちや教職員の負担を増やさないでください。

(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学校改革推進室

本市がめざす新たな学校のあり方は、グローバル化の進展や人口減少の進行など急激に変化する時代を生きるこどもたちに必要な資質・能力を育み、こどもたちの可能性を最大限に引き出すため、これからの中の学びとして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざします。

中学校区を構成する小・中学校を一つのチームとして捉える学校群は、小・中学校の教職員が一緒に考えて、多様なアイデアや考え方を出し合いながら今ある資源を有効活用し、小中9年間の学びを見通した「つながる教育」を行うものであり、施設設備の統廃合を目的とはしていません。

学校群では、各学校の持つ強みや資源を活用しながら、めざすこども像の実現に向けた効果的な取組を進めることを期待するものであり、実施する内容や進め方などは、全市一律ではなく、各学校群がそれぞれの状況を踏まえて行います。

複数の学校をチームとして捉えることで、教職員が他の学校の教職員と日常的に相談しやすくなる環境ができることも学校群の仕組みの良さであると考えており、学校群内の教職員などが気軽に相談しあえる選択肢が増えることは、学校で働く上で安心感につながるものです。

今後、学校群の仕組みの全市展開に当たっては、こうした面も学校や保護者、地域の方々にもお伝えしながら丁寧に進めます。

⑫支援学校の定員過剰に対応するため、堺市東部地域に特別支援学校を新設してください。(重点要望)

(回 答) 教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課

市立支援学校の狭隘化への対応については、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教育環境の改善と安全の確保を念頭に、本市の教育財産を活用することを中心に検討した結果、可能な限り早く改善するための方策として、宮園小学校敷地（校舎）の一部を支援学校分校として整備することとしました。

